

一般社団法人 宇治青年会議所
【褒賞規程】

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、青年会議所運動の高揚を図るために、宇治青年会議所に対して顕著な功績のあった会員並びに委員会に褒賞を行い会議所運動の発展に資することを目的とする。

第 2 章 運 用

(褒賞の種類と要件)

第 2 条 褒賞の種類と要件を次のように定める。但し該当なき場合はこの限りでない。

- (1) 最優秀委員会賞
青年会議所運動に最も顕著な功績を示した委員会に授けられるものとする。
- (2) 優秀委員会賞
青年会議所運動に顕著な功績を示した委員会に授けられるものとする。
- (3) 最優秀会員賞
青年会議所運動に最も顕著な功績を示した会員に授けられるものとする。
- (4) 優秀会員賞
青年会議所運動に顕著な功績を示した会員に授けられるものとする。
- (5) 最優秀新入会員賞
正会員入会后 1 年以上 2 年未満の新入会員で青年会議所運動に最も顕著な功績を示した会員に授けられるものとする。
- (6) 優秀新入会員賞
正会員入会后 1 年以上 2 年未満の新入会員で青年会議所運動に顕著な功績を示した会員に授けられるものとする。
- (7) 特別出席優秀会員
当該年度の例会に 100%出席をし出席点数 70 点以上得た会員に授けられる。
- (8) 出席優秀会員
当該年度の例会に 80%出席をし出席点数 50 点以上得た会員に授けられる。
- (9) 功労賞
宇治青年会議所の役員を通算 5 期以上勤めた卒業会員に授けられるものとする。
- (10) 特別褒賞
その他の宇治青年会議所運動に対する特別な功績に対して授けられるものとし、

その受賞対象者は、会議所会員に限らない。

(対象期間)

第3条 褒賞は1月1日より12月31日の間における功績に対して行う。但し、前条第5号、第6号、第9号、第10号についてはこの限りでない。

(褒賞の申請)

第4条 褒賞の申請は、委員会においては正副理事長及び専務理事より優秀委員会賞に、正会員においては理事より優秀会員賞、優秀新入会員賞にエントリーするものとする。

2 第2条第7号、第8号、第9号においては、総務委員長よりエントリーする。

3 特別褒賞については、理事がエントリーをする。

4 総務委員長はエントリーを受けた正会員の当該年度におけるすべての会合の出席簿を資料として褒賞委員会に提出する。

(褒賞委員会)

第5条 会議所は、前条の推薦について審議を行うために褒賞委員会を設置し、理事長がメンバーを任命し、理事会の決議を受ける。

2 褒賞委員会は次のメンバーで構成される。

直前理事長

専務理事

その他の役員より3名

3 褒賞委員会の委員長は、直前理事長がこの任に就く、委員長は委員会を代表しその会務を総括するほか、各理事に褒賞の申請を促す。

4 褒賞委員長は、必要に応じ理事長、副理事長もしくは理事を褒賞委員会に招聘し意見を求めることができる。

5 褒賞委員会のメンバーが、第2条第4号、第6号の褒賞の対象者になった場合は、褒賞委員会から解任される。

但し、委員会の運営に著しく支障を及ぼさない限り補充のための委員を任命しなくてもよい。

(推薦及び決定)

第6条 褒賞委員会は、褒賞予定者を推薦し、理事会において褒章受章委員会、褒賞受賞会員、褒賞受賞者を決定する。

(褒賞)

第7条 褒賞は、当該年度の最終の例会もしくは、例会に準ずる会合において理事長がこれ

を褒賞する。

- 2 第2条第7号、第8号においては、次年度の通常総会において新理事長が褒賞する。
- 3 但し、特別褒賞においては適時これを褒賞する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、1992年1月1日より実施する。

この規程は、1993年1月1日より実施する。

この規程は、1994年1月1日より実施する。

この規程は、2001年1月1日より実施する。